



令和元年5月吉日

各 位

柳川労働基準協会

## 小型移動式クレーン運転技能講習実施(ご案内)

労働安全衛生法の規則で、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転の業務については、技能講習修了の資格を持っている者でなければ就業出来ません。

つきましては、福岡労働局登録教習機関、(株)日立建機教習センタ福岡教習所の協力により小型移動式クレーン運転技能講習会を、下記の通り開催しますので、この機会に是非受講されるようご案内申し上げます。

### 記

❖実施日:	科目	実施日	実施時間
	学 科	令和元年8月30日(金)	9:00 ~ 17:15
	学 科	令和元年8月31日(土)	9:00 ~ (16:15より学科試験)
	実 技	令和元年9月 1日(日)	8:00 ~ (16:15より実技試験)

❖実施場所: ●学科会場: 柳川商工会館 3階大ホール (柳川市本町117-2)

●実技場所: 柳川庁舎北側駐車場 (柳川商工会館前)

❖受講料: ●一般受講者(20H) **45,000**円 [テキスト代(2,000円)消費税を含む]  
●有資格者(16H) **39,000**円 [テキスト代(2,000円)消費税を含む]  
(※今回の技能講習会は18才以上を対象者としています。)

❖当日準備: ●学科には、筆記用具・認印を持参下さい。

●実技には、安全靴等で実技作業が出来る服装でお願いします。

❖定 員: ●申込順に受付け、**40名**になり次第締切ります。



❖申込先: ●申込書・受講料・写真(ﾀﾞｲ3cm×ｺﾞｺ2.4cm)1枚を添付して、柳川労働基準協会までお願いします。(柳川商工会議所会館内) TEL: 0944-73-7000

### ※注意事項

- ①申込書の**初日にお持ちいただくもの**及び『受講条件』を参照して下さい。
- ②建設業種で助成金を活用される方は、受講日1カ月前までに手続きが必要です。  
お早めに福岡助成金センター(092-411-4701)にお問合せ下さい。